

資料 2 1

災害時における応援業務に関する協定書

大鰐町（以下「甲」という。）と大鰐町林業育成会（以下「乙」という。）は、大鰐町域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における甲の管内の農道、林道及び民有林（以下「農林業用施設等」という。）において甲が行う迅速かつ適切な機能の回復を図るため及びその他の災害に必要な業務（以下「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大鰐町地域防災計画に基づき、災害時における農林業用施設等の応援業務の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲が、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して農林業用施設等の応援業務の協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応援業務について協力するものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 業務を実施する場所

(2) 被害の状況

(3) 応援業務の内容

(4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応援業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（労災補償）

第8条 応援業務の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第9条 応援業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月24日

甲 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3

大鰐町長

乙 南津軽郡大鰐町大字
大鰐町林業育成会
会 長

資料 2 2

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書

大鰐町（以下「甲」という。）、有限会社エムシステム JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー青森校（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 災害状況の確認及び対応に必要な映像、画像の情報収集に関する業務
- (2) 災害地図の作成等の災害支援に関する業務
- (3) その他甲が必要と認める業務

2 乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反の責任を負わないものとする。

（協力要請）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。

（協力業務の実施）

第5条 乙は、協力要請を受けたときは、直ちに協力業務に必要な資機材及び人員を出動させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。

（安全の確保）

第6条 甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第7条 乙が第5条の規定による協力業務を実施したときは、速やかにその内容を甲に報告するものとする。

（映像等の著作権）

第8条 この協定に基づく協力業務による映像、画像の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像等を、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(費用負担)

第9条 協力業務の実施に要する費用の負担については、原則として乙の負担とする。

ただし、甲乙いずれが負担すべきか判断しがたい費用については、甲乙協議の上、決定する。

(協力業務の責任負担)

第10条 協力業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わない。

(平常時の準備)

第11条 乙は、無人航空機の運用方法をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時等における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第12条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

2 訓練に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲乙どちらかが文書で協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成30年8月7日

甲 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町長

山田年伸



乙 青森県弘前市大字茂森新町三丁目1番地11

有限会社エムシステム

JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー青森校

校長

小田桐真美



別記様式（第4条関係）

年 月 日

有限会社エムシステム

JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー青森校長 様

大鰐町長

協 力 要 請 書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電話、FAX 等による要請日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

資料 2 3

災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

大鰐町（以下「甲」という。）と青森県解体工事業協会津軽支部（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び大鰐町地域防災計画に基づき、大鰐町内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- （2） 建築物等 住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- （3） 解体撤去 建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- （4） 災害廃棄物 災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1） 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- （2） 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- （3） 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- （4） 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

- 2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。
- 3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。
- 4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第4条の規定による協力要請により解体撤去に従事した者が、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の定めるところによる。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年11月5日

甲 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町長

山田年伸



乙 青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地
一般社団法人青森県解体工事業協会津軽支部

支部長

工藤昭義



災害時における建築物等の解体撤去に関する協力実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大鰐町（以下「甲」という。）及び青森県解体工事業協会津軽支部（以下「乙」という。）が平成30年11月5日に締結した災害時における建築物等の解体撤去に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要請)

第3条 協定第4条に規定する書面は、解体撤去協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 解体撤去を必要とする場所
- (3) 解体撤去の内容
- (4) 解体撤去の期間
- (5) その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

(解体撤去実施者)

第4条 協定第5条第1項の規定に基づき解体撤去を実施する者は乙の会員であって、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物等の解体を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けているものであること。
- (2) 災害廃棄物の運搬を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による許可を受けているものであること。

(報告)

第5条 協定第6条に規定する書面は、解体撤去実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 解体撤去の実施内容
- (3) 解体撤去に従事した乙の会員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第6条 協定第7条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と解体撤去について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払に係る手続は、大鰐町財務規則（平成29年規則第23号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第7条 解体撤去に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては総務課長を、乙においては支部長が属する会員の代表取締役を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成30年11月5日

甲 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町長 山 田 年 伸



乙 青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地
一般社団法人青森県解体工事業協会津軽支部

支部長 工 藤 昭 義



解体撤去協力要請書

青森県解体工事業協会
津軽支部長

様

大鰐町長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第 4 条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去の協力を要請します。

記

1 災害の状況			
2 解体撤去を必要とする場所			
3 解体撤去の内容			
4 解体撤去の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 その他			
6 連絡責任者			
7 連絡先	電 話 番 号 : ファックス番号 :		
		整理番号	

年 月 日

解体撤去実施報告書

大鰐町長

様

青森県解体工事業協会
津軽支部長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去を実施しましたので報告します。

記

1 解体撤去を実施した場所			
2 解体撤去の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 解体撤去に従事した人員、車両、資機材等			
4 解体撤去の実施内容			
5 解体に従事した会員名			
6 その他			
7 連絡責任者			
8 連絡先	電話番号： ファックス番号：		
		整理番号	

資料 2 4

大鰐町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

大鰐町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。 なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙1」のとおり。)は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項 (詳細は「別紙2」に定める。)について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(免責)

第4条 乙は、連携事項等について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効

期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2020年11月25日

甲 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3

大鰐町長

山田 年伸



乙 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田55-15

日本郵便株式会社

大鰐郵便局長

小野 満



「別紙 1」

協定対象局一覧

局名	住所	電話番号
大鰐郵便局	青森県南津軽郡大鰐町大鰐前田 5 5 - 1 5	0172-48-2151
長峰郵便局	青森県南津軽郡大鰐町長峰前田 5 8 4 - 1	0172-48-3260
弘前郵便局	青森県弘前市北瓦ヶ町 1 8 - 1	0172-32-4101（総務部）

「別紙 2」

「大鰐町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」具体的連携項目

大鰐町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

なお、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定めのない連携項目(取組)等は、当該年度の具体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、取り組みます。

1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災態勢の強化に取り組むとともに、大鰐町内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組みます。

(連携内容)

(1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。

ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。

イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深めることとします。

(2) 大鰐町内において災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができることとします。

なお、本項における「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

ア 緊急車両等としての車両の提供(所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動

エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策

(ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(ロ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

(ハ) 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(注)

カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払(被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など)及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い(保険料払込猶予期間の延伸など)について、各社から要請があった場合の取扱い

キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含む。

(経費の負担)

上記に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

なお、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 高齢者や子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、大鰐町内の高齢者や子ども等の安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、大鰐町内で業務を行う際に、高齢者や子どもの登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、大鰐町内の道路における交通の安心・安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、大鰐町内で業務を行う際に、大鰐町内の道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒木、水道の漏水、落雪及び動物の死骸等、大鰐町内の交通の安心・安全に影響を及ぼすと思われる箇所を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、大鰐町内の住民の快適で安心な生活環境の保持を図ります。

(連携内容)

乙が、大鰐町内で業務を行う際に、不法に投棄されたとと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸等、大鰐町内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

5 地域・暮らしの安心・安全に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、大鰐町内において、大鰐町内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(連携内容)

乙が、大鰐町内で業務を行う際に、住民の何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献します。

6 地域経済活性化に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制を強化し、大鰐町内の経済活性化を支援します。

(主な連携内容)

ふるさと納税の取組支援、観光物産展等への協力、郵便局ネットワークを活用した地域活性化支援 等。

《様式》 別添「避難者情報確認シート(避難先届)」及び「協定連絡票」

No.

別添

避難者情報確認シート(避難先届)

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、「大鰐町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」に基づき、その目的を達成するために必要な業務のみに使用することとし、厳正に管理します。

なお、下記の承諾に基づき必要に応じて行政機関内及び郵便局双方に開示します。

☐ 本紙に記載された情報の行政機関内及び郵便局への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 大鰐町役場 総務課

電話：０１７２－４８－２１１１

弘前郵便局 総務部

電話：０１７２－３２－４１０１

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所(アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。)

〒	—
---	---

◎ 郵便物の配達について(いずれかを○でお囲みください。)

- ・ ご自宅への配達
- ・ 現在避難している場所への配達

〒	—
---	---

- ・ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
	事業所名		

協 定 連 絡 票

通 報 日	年 月 日		
異 変 発 見 日 時	年 月 日 (時 分)		
通 報 者	郵便局名	郵便局 (担当 :)	
	電 話	— —	
	F A X	— —	
いずれかに○ ⇒	地域見守り (高齢者・子ども等)	道路損傷	不法投棄
通 報 内 容	※ 地域見守り (高齢者・子ども等) の場合は、可能な範囲で氏名・住所等を記入 道路損傷・不法投棄の場合、位置図(略図)等を記入又は添付		

連 絡 先	地域見守り(高齢者・子ども等)	保健福祉課	0172-55-6568
	道 路 損 傷	建 設 課	0172-55-6594
	不 法 投 棄	住民生活課	0172-55-6563
	そ の 他	総務課 (企画観光課)	0172-48-2111(代) 〃
	閉 庁 時	当 直 室	0172-48-2111(代)

※平 常 時：各課へ直接連絡

※閉 庁 時：当直室から各関係課へ連絡

資料 25

災害時の協力に関する協定書

大鰐町（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社 弘前電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

【目的】

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

【災害情報の提供】

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

- 2 甲は、道路・河川・急傾斜地・重要施設・防災・気象等の情報を乙に提供するものとする。
- 3 乙は、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時刻等の情報を甲に提供するものとする。
- 4 乙は、第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

【自治体災害対策本部への社員の派遣】

第3条 大規模な停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

- 2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集や停電情報の伝達等に関する窓口となり、必要に応じ甲との各種調整を図るものとする。

【電力設備の復旧】

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、災害復旧対策の中核となる官公署、避難場所、医療機関等の重要施設への電力の復旧を可能な限り優先するものとする。

- 2 前項を実施するにあたり、甲はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により乙と共有するものとする。

【復旧作業に対する協力】

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木、がれき、増水等により甲が管理する橋梁を含む道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な復旧作業をもって、乙に協力するものとする。

【駐車場等の確保に対する協力】

第6条 災害が発生した場合、甲は乙に対し別表に掲げる甲が所有する施設（以下「対象施設」という。）の全部または一部を使用させるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、甲は乙の要請にもとづき甲が所有する施設の使用に協力するものとする。
- 3 乙が第1項および第2項の甲が所有する施設を使用するときは、甲の定める様式により使用申請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭または電話等をもって申請し、事後に申請書を提出するものとする。
 - (1) 甲は、前項の申請を受けた時は、特別の事情が無い限り、これを許可するものとする。ただし、許可にあたっては、甲の定める使用許可条件・指示事項等を適用する。
 - (2) 乙は、対象施設の使用にあたり、施設の管理責任者の指示に従うものとする。

- 4 乙は、対象施設を復旧作業に必要な駐車場・宿泊場所・資材置場、およびヘリポート等電力供給の復旧活動全般のために使用するものとし、この目的以外には使用しないものとする。
また、周囲の安全確保にも十分留意することとする。
- 5 この協定に基づき、乙が対象施設を使用するときの使用料は、全額免除するものとする。
- (1) 除雪、仮設トイレ等の設置および廃棄物、雑排水処分等の現状復旧は乙が行うものとする。
- (2) 乙は、対象施設の使用に関連して水道、ガス、電気等の提供を受けた場合は、その経費を甲に対して支払うものとし、その金額は甲の申告にもとづき甲乙誠意をもって協議するものとする。
- 6 乙が対象施設使用中に甲の施設を破損した場合は、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償するものとする。ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責されるものとする。
- 7 乙は、対象施設の使用を終了したときは電話等により、甲および対象施設の管理責任者に対し速やかに報告するものとする。

【協議】

第7条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

【前協定の取扱い】

第8条 本協定の締結により、平成20年5月20日締結の「災害時における復旧活動の協力に関する協定書」は効力を失うものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 2 年 12 月 2 / 日

青森県南津軽郡大鰐町

大字大鰐字羽黒館5番地3

甲 大鰐町長 山 田 年 伸 印



青森県弘前市大字本町1番地

東北電力ネットワーク株式会社

弘前電力センター

乙 所 長 松 嶋 邦 浩 印



別表（第6条1項関係）

施設名	所在地	備考
大鰐温泉スキー場あじやら 高原エリア駐車場		
その他甲が指定する施設		

資料 2 6

大鰐町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書

大鰐町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、自らの業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- （1）物流・人流の活性化に関する事項
- （2）災害対策に関する事項
- （3）地域の福祉に関する事項
- （4）安全・安心な地域づくりに関する事項
- （5）地域の活性化・魅力発信及び観光支援に関する事項
- （6）町産品の国内外への販路拡大に関する事項
- （7）環境維持・保全に関する事項
- （8）人財育成に関する事項
- （9）その他甲及び乙が協働して取り組む町の活性化に関する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、連絡、調整及び情報交換等を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催するものとする。

（車両等の提供の協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、車両等の優先提供に努めるものとする。

2 乙は、物資等の輸送をしたときは、その輸送の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第4条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、乙が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の規定により、乙が提供した車両等の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における運送価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第6条 車両等の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、30日以内に費用を乙に支払うものとする。

(協定内容の変更)

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(免責)

第8条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。ただし、同項の規定による協力の実施により生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年10月11日

甲 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町長

山田年伸



乙 青森県青森市大字野木字野尻37-684

ヤマト運輸株式会社

青森主管支店長

小森功



資料 2 7

大鰐町職員動員可能数

令和 3 年 4 月 1 日現在

区分	人 員			事 務 系		技 術 系 他	
	男	女	計	男	女	男	女
総務課	13	3	16	13	3		
企画観光課	4	4	8	4	4		
税務課	5	4	9	5	4		
住民生活課	6	5	11	6	5		
保健福祉課	5	15	20	5	9	0	6
農林課	6	1	7	6	1		
建設課	7	1	8	7	1		
会計課	1	2	3	1	2		
議会事務局	2	1	3	2	1		
教育委員会	6	2	8	6	2		
大鰐病院	11	29	40	4	1	7	28
計	66	67	133	59	33	7	34

資料 2 8

重要文化財指定建造物防災施設等整備状況

文化財名称	所有者	消 火 器		自動火災 報知設備	消火栓 設備	避雷針 設備
		所要単位	能力単位			
阿弥陀如来 坐像	大円寺	3	6	有	有	有

資料 2 9

大鰐町消防団組織（定数 3 5 0 名）

〔消防団編成表〕

令和 3 年 4 月 1 日現在

	本部	分 団																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
団 長	1																	
副団長	4																	
団附分団長	5																	
分団長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
副分団長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
部 長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
班 長		3	3	2	3	2	2	2	2	2	3	2	2	3	3	3	2	2
団 員		13	10	14	9	11	10	11	9	16	16	7	14	8	13	7	7	12
計	10	19	16	19	15	16	15	16	14	21	22	12	19	14	19	13	12	17

〔消防団編成表〕

分 団 名	管 轄 区 域
第 1 分 団	大鰐地区
第 2 分 団	蔵館地区
第 3 分 団	長峰・九十九森地区
第 4 分 団	唐牛地区
第 5 分 団	宿川原地区
第 6 分 団	居士・折紙地区
第 7 分 団	三ツ目内地区
第 8 分 団	苦木地区
第 9 分 団	早瀬野地区
第 1 0 分 団	駒木・駒ノ台・日の出・前田ノ沢地区
第 1 1 分 団	島田地区
第 1 2 分 団	虹貝・虹貝新田地区
第 1 3 分 団	元長峰地区
第 1 4 分 団	高野新田地区
第 1 5 分 団	八幡館・鯖石地区
第 1 6 分 団	森山地区
第 1 7 分 団	大鰐町全地区

資料 3 0

防災関係機関の連絡先

機関名	所在地	電話番号	担当課
大鰐町役場	大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3	48-2111	総務課
弘前地区消防事務組合 消防本部	弘前市大字本町 2-1	32-5103	警防課
弘前労働基準監督所	弘前市大字南富田町 5-1	33-6411	第一課
弘前公共職業安定所	弘前市大字南富田町 5-1	38-8609	庶務課
東北地方整備局 青森河川国道事務所 弘前国道維持出張所	弘前市大字城東中央 5 丁目 6-10	28-1315	事務係
青森地方気象台	青森市花園 1 丁目 17-19	017-741-7411	防災業務課
東北農政局 青森県拠点	青森市長島 1 丁目 3-25	017-775-2151	地域第一課
津軽森林管理署	弘前市大字豊田 2 丁目 2-4	0172-27-2800	総務グループ
日本郵便株式会社 大鰐郵便局	大鰐町大字大鰐字前田 55-15	48-2151	
陸上自衛隊 弘前駐屯地	弘前市大字原ヶ平字山中 18-117	87-2111	第 39 普通科連隊 第 3 科
日本赤十字社 青森県支部	青森市長島 1-3-1	017-722-2011	総務課
青森県庁	青森市長島 1 丁目 1-1	017-722-1111	防災危機管理課
黒石警察署	黒石市北美町 2 丁目 47-1	52-2311	警備課
中南地域県民局 地域健康福祉部	弘前市大字下白銀町 14-2	33-8521	総務企画室
中南地域県民局 地域整備部	弘前市大字蔵主町 4	32-0282	企画整備課
中南地域県民局 地域農林水産部	弘前市大字蔵主町 4	32-1131	総務室
J R 弘前駅	弘前市大字表町 2-11	32-0174	事務室
東日本電信電話(株) 青森支店	青森市橋本 2 丁目 1-6	017-774-9550	災害対策担当
東北電力ネットワーク(株) 弘前電力センター	弘前市大字本町 1	0172-32-0238	お客様サービス課
日本放送協会(株) 弘前支局	弘前市大字白銀町 21-6	32-5411	報道部
青森放送(株)弘前支社	弘前市大字従町 16-1	32-6131	報道部
(株)青森テレビ弘前支社	弘前市大字上鞆師町 18-1	34-4101	報道部
青森朝日放送 (株) 弘前支社	弘前市大字代官町 17	35-8211	報道部

機関名	所在地	電話番号	担当課
大鰐町商工会	大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3	48-2335	
大鰐町建設業協同組合	大鰐町大字大鰐字大鰐 205-6	47-6311	
弘前地方森林組合	弘前市大字境関字亥の宮 35-13	28-3305	
大鰐町社会福祉協議会	大鰐町大字蔵館字川原田 37-6	47-5151	
赤十字奉仕団青森県支部大鰐分区	大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3	48-2111	保健福祉課
大鰐町連合婦人会	大鰐町大字大鰐字前田 51-8	48-3201	中央公民館
つがる弘前農業協同組合大鰐支店	大鰐町大字長峰字前田 336-1	48-2188	総務課
一般社団法人南黒医師会	黒石市大字乙大工町 3-1	53-2920	

資料 3 1 大鰐町建設業協同組合理員名簿

(土木工事業者名)

事業所名	住 所	電話番号
(株)片山組	大鰐町大字蔵館字湯ノ沢 4-3	48-2875
(有)三昭土木	大鰐町大字八幡館字沢田 97-2	48-3843
(有)横山土木	大鰐町大字蔵館字道添 31-1	48-4899
(有)福田組	大鰐町大字唐牛字村井 22-2	48-4496
(有)古川組	大鰐町大字大鰐字川辺 17-8	55-5544
(株)築館土木	大鰐町大字唐牛字沼田 13-1	48-4791

(建築工事業者名)

事業所名	住 所	電話番号
木村工務店	大鰐町大字宿川原字山下 159-3	47-6358

(水道工事業者名)

事業所名	住 所	電話番号
(有)清水製作所	大鰐町大字大鰐字湯野川原 80	48-2460

資料 3 2 大鰐町林業育成会員名簿

事業所名	住 所	電話番号
(有)下山林業	大鰐町大字居士字花岡 10-10	47-6313
(株)丸仙林業	大鰐町大字長峰字下川原 9-56	47-9258
(有)三浦産業	大鰐町大字早瀬野字坂本 89-1	48-4450
(株)三上造材	大鰐町大字蔵館字古館 90-2	47-7173
(有)斎藤林業	大鰐町大字早瀬野字小金沢 90-1	48-2910

資料 3 3

山腹崩壊危険地区

国有林

東北森林管理局（令和 2 年 10 月 1 日現在）

番号	No.	調査番号	地区名	位置			直接保全対象施設			危険度	管轄
				大字	字（林班）		人家等 戸数	公共 施設等	道路		
1	113	362-001	吹上沢	居士	三ツ目内国有林	(507)		水道施設	併用林道	A	津軽署
2	121	362-009	三ツ目内	居士	三ツ目内山国有林	(527)	1		林道	B	津軽署
3	114	362-002	大白石沢	早瀬野	西虹貝山国有林	(555)		早瀬野ダム	町道	A	津軽署
4	122	362-010	大白石沢	早瀬野	西虹貝山国有林	(556)		ダム管理施設	林道	A	津軽署
5	115	362-003	関谷沢	早瀬野	西虹貝山国有林	(569)	6		町道・併林	A	津軽署
6	116	362-004	大戸屋沢	島田	東虹貝山国有林	(581)			県道	B	津軽署
7	117	362-005	島田	島田	東虹貝山国有林	(583)	25		県道	A	津軽署
8	118	362-006	島田新田	島田	東虹貝山国有林	(583)	4		県道・併林	C	津軽署
9	119	362-007	四ツ目沢	島田	東虹貝山国有林	(584)	5		県道・併林	C	津軽署
10	120	362-008	小碓沢	島田	東虹貝山国有林	(591)			県道	B	津軽署

民有林

県農林水産部林政課（平成 30 年 10 月 1 日現在）

危険地区番号		位 置			公共施設等		
		町	大 字	字	人 家	公共施設	道 路
362	S0001	大鰐町	森 山	堂山	1		町道
362	S0002	〃	三ツ目内	大堰口	8		町道
362	S0003	〃	居 土	目屋沢	34		町道
362	S0005	〃	居 土	三嵩	48		町道
362	S0006	〃	居 土	山部	22		町道
362	S0007	〃	虹 貝	大熊沢	1		町道
362	S0008	〃	早 瀬 野	小金沢	65		町道
362	S0010	〃	唐 牛	戸井頭	17		国道
362	S0011	〃	虹 貝	中熊沢	35		町道
362	S0012	〃	居 土	春木沢	1		町道
362	S0013	〃	唐 牛	沼田	10		国道
362	S0014	〃	唐 牛	富岡	1		国道

資料 3 4

崩壊土砂流出危険地区

国有林

東北森林管理局(平成 30 年 10 月 1 日現在)

番号	位 置			直接保全対象施設			危険度	管轄
	町	大 字	字 (林班)	戸数	公共施設	道路		
1	大鰐町	居 土	三ツ目内国有林(502～508)			併林	C	津軽署
2	〃	居 土	三ツ目内国有林(510～512)			併林	B	津軽署
3	〃	居 土	三ツ目内国有林(515～517)			町道	C	津軽署
4	〃	居 土	三ツ目内国有林(522)			併林	C	津軽署
5	〃	居 土	三ツ目内国有林(543)	9		町道・併林	A	津軽署
6	〃	居 土	三ツ目内国有林(546)			併林	B	津軽署
7	〃	早瀬野	西虹貝山国有林(550～554)			併林	C	津軽署
8	〃	早瀬野	西虹貝山国有林(569)			併林	B	津軽署
9	〃	早瀬野	西虹貝山国有林(569)	10		併林	A	津軽署
1 0	〃	早瀬野	西虹貝山国有林(570)			併林	C	津軽署
1 1	〃	早瀬野	西虹貝山国有林(573)		早瀬野ダム		B	津軽署
1 2	〃	島 田	東虹貝山国有林(581)			県道	C	津軽署
1 3	〃	島 田	東虹貝山国有林(582)	5		県道	B	津軽署
1 4	〃	島 田	東虹貝山国有林(583)	40		県道	A	津軽署
1 5	〃	島 田	東虹貝山国有林(584)	6		県道	C	津軽署
1 6	〃	島 田	東虹貝山国有林(584)			併林	C	津軽署
1 7	〃	島 田	東虹貝山国有林(586)			併林	C	津軽署
1 8	〃	島 田	東虹貝山国有林(591)			併林	C	津軽署
1 9	〃	島 田	東虹貝山国有林(592)			林道	C	津軽署

民有林

県農林水産部林政課(平成 30 年 10 月 1 日現在)

危険地区番号		位 置			公共施設等		
		町	大 字	字	人 家	公共施設	道 路
362	H0001	大鰐町	森山	内吹沢	7		町道
362	H0002	〃	森山	小金平	2		町道
362	H0003	〃	三ツ目内	小谷	30		町道
362	H0006	〃	居土	田ノ沢	1		町道
362	H0007	〃	居土	沢田	44		国道
362	H0008	〃	居土	沢田	1		林道
362	H0011	〃	居土	三ツ目内山	1		町道
362	H0012	〃	居土	三ツ目内山	4		町道
362	H0013	〃	居土	三ツ目内山	25		町道
362	H0016	〃	居土	猿倉	1		町道
362	H0017	〃	居土	山部	53		町道
362	H0018	〃	居土	山部	16		町道
362	H0019	〃	居土	山部	1		町道
362	H0021	〃	居土	三ツ目内山	1		町道

危険地区番号		位 置			公共施設等		
		町	大 字	字	人 家	公共施設	道 路
362	H0024	〃	居士	三ツ目内山	18		町道
362	H0027	〃	三ツ目内	広沢（１）	1		町道
362	H0028	〃	三ツ目内	広沢（２）	3		町道
362	H0029	〃	三ツ目内	広沢（３）	3		町道
362	H0030	〃	三ツ目内	広沢（４）	1		町道
362	H0031	〃	虹貝	篠塚	7	2	町道
362	H0032	〃	虹貝	中熊沢	28		県道
362	H0033	〃	虹貝	大熊沢	25		県道
362	H0034	〃	虹貝	大熊沢	17		県道
362	H0036	〃	早瀬野	扇沢	1		県道
362	H0038	〃	虹貝	西虹貝山	1		町道
362	H0040	〃	早瀬野	西虹貝山	24		町道
362	H0041	〃	早瀬野	小金沢	5		町道
362	H0044	〃	居士	沢田	1		町道
362	H0045	〃	島田	相沢	1		県道
362	H0046	〃	島田	滝ノ沢	9		県道
362	H0048	〃	早瀬野	坂本	1		県道
362	H0049	〃	虹貝	清川	1		県道
362	H0050	〃	苦木	野尻	33		農道
362	H0051	〃	唐牛	杉ノ木	29		国道
362	H0052	〃	唐牛	杉ノ木	19		町道
362	H0053	〃	唐牛	沼田	179		町道
362	H0054	〃	唐牛	沼田	125		国道
362	H0055	〃	唐牛	上ミ田表	5		町道
362	H0056	〃	長峰	前田	2		町道
362	H0057	〃	長峰	鯉沢	1		農道
362	H0058	〃	長峰	鯉沢	4		農道
362	H0059	〃	長峰	下川原	2		農道
362	H0060	〃	蔵館	宮本	42		町道
362	H0061	〃	蔵館	北山	222	1	国道
362	H0062	〃	宿川原	前平	1		町道
362	H0063	〃	宿川原	前平	3		町道
362	H0064	〃	八幡館	樺ノ沢	5		農道
362	H0065	〃	八幡館	池ノ沢	4		町道
362	H0066	〃	苦木	野尻	9		町道
362	H0067	〃	長峰	駒ノ台	5		国道
362	H0069	〃	虹貝	中熊沢	39		町道
362	H0070	〃	早瀬野	西虹貝山	1		農道

資料 3 5

地すべり危険地区

県農林水産部（平成 30 年 10 月 1 日現在）

番号	危険地区 番号	位 置			地区名	直接保全対象			備考
						人家 戸数	公共施設		
		町	大字	字			種 類	数 量	
1	362-G0001	大鰐町	虹貝	清川	三軒新田	0	県 道	1,300m	

県農林水産部農村整備課

番号	地区名	位 置			面積 (ha)	保全対象			主な 施設等	備考
		町	大字	字		人家 (戸)	耕地 (ha)	その他 (ha)		
2	苦 木	大鰐町	苦木	一	42.0	0	25.0	17.0	農道	

資料 3 6

なだれ危険箇所

県農林水産部林政課（平成 30 年 10 月 1 日現在）

番号	危険地区番号		位 置			公共施設等		
			市町村	大字	字	人家	公共施設	道路
1	362	な 0001	大鰐町	三ツ目内	大堰口	1		県道
2	362	な 0002	大鰐町	居 土	宮 本	25		町道
3	362	な 0003	大鰐町	虹 貝	大熊沢	20	1	県道

資料 3 7

土石流危険溪流

県土整備部河川砂防課（平成 1 9 年 4 月 1 日現在）

ランク I （水系名 岩木川）

溪 流 番 号	溪流名		所在地	保 全 対 象			その他 公共施設
	河川名	溪流名	字 名	戸数	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
362- I -1	平 川	八幡館沢	八幡館	10		集会施設 1	町道 0.04km
362- I -2	平 川	宿川原沢	川崎	125			町道 1.28km 県道 1.24km
362- I -3	平 川	蔵館沢	宮本	49		官公所 1	
362- I -4	平 川	南大鰐沢	戸井頭	29			
362- I -5	平 川	北大鰐沢	村井	60		その他の建物 1	
362- I -6	平 川	西唐牛沢	杉ノ木	0		南部衛生センター	町道 0.61km
362- I -7	平 川	大高森沢	野尻	0	大鰐療育センター		町道 0.24km
362- I -8	平 川	稗田沢	湯野川原	140	ゆのかわら医院	旅館 2 民宿 2 ホテル 1 旅館組合 1	県道 0.17km
362- I -9	平 川	茶臼沢	南無阿弥沢	21			町道 0.09km
362- I -10	平 川	南無阿弥沢	南無阿弥沢	33			町道 0.09km
362- I -11	平 川	夏沢	夏沢	57		宿泊施設 1	町道 0.49km
362- I -12	虹貝川	北新田沢	大碓沢	6			県道 0.12km
362- I -13	虹貝川	南島田沢	大碓沢	7			県道 0.67km
362- I -14	虹貝川	ゾベコ沢	島田字ゾベコ沢	29		指定避難場所 1	県道 0.2km
362- I -15	虹貝川	後ヶ沢	後ヶ沢	7			県道 0.17km
362- I -16	虹貝川	戸屋森沢	小金沢	5			町道 0.22km
362- I -17	虹貝川	三軒新沢	大熊沢	7			県道 0.22km
362- I -18	虹貝川	南虹貝沢	大熊沢	16			県道 0.17km
362- I -19	虹貝川	後沢	大熊沢	11	虹貝新田へき地 保健福祉館		県道 0.13km
362- I -20	虹貝川	虹貝新田沢	中熊沢	13			町道 0.46km 県道 0.22km
362- I -21	虹貝川	あしや沢	中熊沢	14			町道 0.35km
362- I -22	三ツ目 内川	南高野新田 沢	高野新田	9			町道 0.12km
362- I -23	三ツ目 内川	檜沢	高野新田	31			町道 0.3km
362- I -24	三ツ目 内川	小檜沢	高野新田	28			町道 0.54km
362- I -25	折紙川	沢田八幡沢	沢田	7			町道 0.18km
362- I -26	三ツ目 内川	目屋沢	花岡	7			町道 0.224km

溪 流 番 号	溪流名		所在地	保 全 対 象			その他 公共施設
	河川名	溪流名	字 名	戸数	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
362-I-27	三ツ目 内川	貴船沢	小谷	7			町道 0.08km

ランクⅡ （水系名 岩木川）

溪 流 番 号	溪流名		所在地	保 全 対 象			その他 公共施設
	河川名	溪流名	字 名	戸数	要配慮者 関連施設	左記以外の 公共的建物	
362-II-1	平 川	西藏館沢	金坂	4			
362-II-2	平 川	中蔵館沢	金坂	4			
362-II-3	平 川	東蔵館沢	金坂	4			
362-II-4	平 川	神岡沢	神岡	3			
362-II-5	平 川	稲荷川	駒ノ台	2			町道 0.21km
362-II-6	平 川	中唐牛沢	杉ノ木	1			町道 0.62km
362-II-7	虹貝川	中島田沢	大碓沢	1			その他の道路 0.22km
362-II-8	折紙川	杉の沢	外ノ沢	2			
362-II-9	折紙川	三崇沢	外ノ沢	2			

ランクⅢ （水系名 岩木川）

溪 流 番 号	溪流名		所在地	保 全 対 象			その他 公共施設
	河川名	溪流名	字 名	戸数	要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
362-III-1	平 川	西長峰沢	鯖野沢	0			
362-III-2	平 川	西鯖野沢	鯖野沢	0			
362-III-3	鯖 の 沢 川	八幡沢	鯖野沢	0			
362-III-4	虹 貝 川	三軒新田沢	清川	0			
362-III-5	虹 貝 川	島田西口沢	清川	0			
362-III-6	三ツ目内川	上三ツ目沢	前阿弥	0			
362-III-7	平 川	森山沢	百沢	0			

資料 38

砂防指定地

砂防法 明治30年、法律第29号による指定地

県土整備部河川砂防課（令和3年5月現在）

番号	告示 年 月 日	告示 番号	溪 流 名	所 在 地	延 長 (m)	面 積 (ha)	摘 要
1	S12.7.1	443	吹上沢	折紙字三ツ目内山国有林	2,230×280	62.44	三ツ目内川
2	S15.10.21	554	折紙川	居士字折紙外8字	1,200×30	3.6	三ツ目内川
3	S19.12.20	604	虹貝川	虹貝字大熊沢外2字	1,270×40	5.08	平川
4	S22.12.12	375	三ツ目内川	居士字宮本、東田	225×70	1.575	平川
5	S22.12.12	375	虹貝川	虹貝字中熊沢、清川	180×80	1.44	平川
6	S23.5.20	91	三ツ目内川	居士字宮本外2字	215×70	1.50	平川
7	S24.9.13	764	三ツ目内川	居士字春木沢外3字	480×80	3.84	平川
8	S26.11.13	963	三ツ目内川	三ツ目内字三ツ目内山国有林	0.0×0.0	0.04	平川
9	S26.11.13	963	三ツ目内川	三ツ目内字三ツ目内山国有林	2,300×160	36.8	平川
10	S28.11.10	1410	折紙川	折紙字折紙山	1,800×15	27	三ツ目内川
11	S28.11.10	1410	折紙川	折紙字折紙山	1,800×100	18	三ツ目内川
12	S31.4.16	722	赤根沢	高野新田字三ツ目内山国有林	1,130×30	3.39	三ツ目内川
13	S36.8.2	1579	折紙川	折紙字沢の田、沢田、三高	1,820×30	5.46	三ツ目内川
14	S36.8.2	1579	大滝沢	居士字三ツ目内山、田沢	250×50	1.25	三ツ目内川
15	S39.3.31	1127	島田川	島田字東虹貝山	970×46	4.46	平川
16	S39.9.17	2690	三ツ目内川	高野新田字三ツ目内山国有林	2,000×100	20	平川
17	S39.9.17	2690	松山沢	島田字東虹貝山	800×50	4	平川
18	S41.2.1	95	松山沢	島田字東虹貝山	380×50	1.9	島田川
19	S41.2.1	95	大滝沢	居士字三ツ目内山国有林、田沢	1,800×50	9	三ツ目内川
20	S42.3.31	1158	大滝沢	居士字三ツ目内山国有林	500×50	2.5	三ツ目内川
21	S43.12.3	3485	後沢	虹貝字大熊沢	480×50	1.38	虹貝川
22	S48.2.1	221	後ヶ沢	島田字東虹貝山国有林	280×60	1.68	島田川
23	S49.1.18	49	あしや沢	虹貝字中熊沢	400×70	1.9	虹貝川
24	S51.2.9	111	鯖の沢川	長峰字鯖の沢、阿曾	1,000×0.0	5	平川
25	S52.12.3	1566	檜沢	居士字山部、高野新田	220×0.0	0.586	三ツ目内川
26	S53.7.17	1188	稗田沢	大鰐字蜂ヶ峰、范頭、稗田沢	410×0.0	1.37	平川
27	S54.5.18	991	小檜沢	居士字山部	218×0.0	0.13	三ツ目内川
28	S56.4.22	928	ゾベコ沢	島田字ゾベコ沢、東虹貝山国有林	175×0.0	0.494	島田川
29	S59.1.30	97	後ヶ沢	島田字後ヶ沢	230×0.0	0.193	島田川
30	S59.1.30	97	ゾベコ沢	島田字ゾベコ沢、東虹貝山国有林 東虹貝山、後ヶ沢	390×0.0	0.473	島田川
31	H1.8.4	1384	水沢	三ツ目内字広沢	260×0.0	1.55	三ツ目内川
32	H5.3.16	773	オローム沢	早瀬野字西虹貝山国有林、西虹貝山、	563×0.0	3.04	虹貝川

番号	告 示 年 月 日	告示 番号	溪 流 名	所 在 地	延 長 (m)	面 積 (ha)	摘 要
33	H9.6.3	1265	マスの沢	三ツ目内字広沢	198×0.0	0.98	三ツ目内川
34	H11.2.12	179	南無阿弥沢	大鰐字南無阿弥沢	285×0.0	3.6	平川
35	H16.12.2	1495	吹上沢	居士字三ツ目内山国有林	128×0.0	0.7268	折紙川
36	H19.5.18	629	後沢	虹貝字大熊沢	212×0.0	0.6015	虹貝川
37	H21.4.13	434	後沢	虹貝字大熊沢	504×0.0	0.8531	虹貝川
38	H24.2.6	140	南大鰐沢	唐牛字沼田、杉ノ木	224.5×0.0	1.5612	平川
39	H26.11.28	1103	蔵館沢	蔵館字北山、金坂	140.8×0.0	0.4697	平川
40	H28.2.18	405	沢田八幡沢	居士字田ノ沢	173.0×0.0	0.6288	折紙沢
41	R2.6.8	652	蔵館沢	蔵館字金坂、北山	95.2×0.0	0.0665	平川

資料 3 9

地すべり危険箇所

県農林水産部農村整備課（平成 2 9 年 1 0 月現在）

地区名	位 置			面積 (ha)	保全対象				備考
	町	大字	字		人家 (戸)	農地 (ha)	その他 (ha)	主 な 施設等	
八幡館	大鰐町	八幡館	武士ヶ沢	42. 2	0	23. 14	0. 35		
駒木	大鰐町	長 峰	駒木沢	115. 1	0	54. 71	12. 02	鉄塔	

県土整備部河川砂防課（令和 3 年 3 月現在）

区域名	位 置	面積 (ha)	河川名	区域内の保全対象				公共施設	摘 要 (指定状況)
				人家 (戸)	耕地	公共的建物			
						要配慮者利用 施設	左記以外 の公共的 建物		
三ツ目内	三ツ目内	151.8	三ツ目内川	7	40.0	ワークキャン パス大鰐		町道 370m	H12.6.9 三ツ目内
居 土	居 土	78.1	三ツ目内川	3	7.0			農道 200m	
茶白山公園	大 鰐	2.0	南無阿弥沢	3	0.0	小山内医院 おおわに内科 クリニック		町道 80m	
稗 田 沢	大 鰐	22.8	稗田沢	11	12.5	ゆのかわら 医院		町道 1,050m	S52.6.7 稗田沢
島 田	島 田	113.2	島田川	0	40.3			町道 800m	

資料 4 0

地すべり防止区域指定箇所

地すべり防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）による指定箇所

県農林水産部農村整備課（平成 3 0 年 4 月現在）

地すべり 地 域 名	位 置	面積 (㎡)	土 地			家 屋		公 共 施 設			指 定 年月日
			田畑	山林	その他	住宅	その他	道路	橋梁	その他	
八幡館	大鰐町大字 八幡館字武 士ヶ沢	42.20	23.14	18.17	0.35	0	0	県道 1,150m 町道 1,040m			平成 6 年 11 月 9 日告示 1512 号
駒木	大鰐町大字 長峰字駒木 沢	115.1	54.71	48.37	12.02			農道 5,420m		鉄塔	平成 22 年 5 月 7 日 告示 709 号 平成 27 年 2 月 18 日 告示 537 号

県土整備部河川砂防課（平成 2 9 年 9 月 3 0 日現在）

地すべり防止 区域名	所在地	指定 面積 (ha)	土 地			家 屋		公 共 施 設			指 定 年月日
			田畑	山林	その他	住宅	その他	道路	橋梁	その他	
稗田沢	大鰐町大字 大鰐字稗田 沢	22.800	12.500	6.400	3.900	11	13	町道 1,050m		浄水場 1 給水管 190m 浄水場 管理署 1	昭和 52 年 6 月 7 日告 示 第 879 号
三ツ目 内	大鰐町大字 三ツ目内	150.390	38.600	103.480	8.310	7		町道 600m		神社 1	平成 12 年 6 月 9 日告 示 第 1,509 号

資料 4 1

急傾斜地崩壊危険箇所

ランクⅠ：保全人家 5 戸以上

ランクⅡ：保全人家 1 ～ 4 戸

ランクⅢ：人家はないが今後新規の立地が見込まれる箇所

急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面 ランクⅠ）

県土整備部河川砂防課（令和 3 年 3 月現在）

番号	箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因			人家 戸数	公共的建物		公共 施設
				延長	傾 斜 度	斜面 高さ		要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
1	2 5 6	北山 1 号	大鰐字北山	150	70	40	10			国道 町道
2	2 5 7	前田 4 号	大鰐字北山	45	45	20	1			国道
3	2 5 8	北山 2 号	大鰐字北山	170	70	30	19			国道
4	2 5 9	蔵館 1 号	蔵館字館越	185	45	10	10			国道 IR 線
5	2 6 0	蔵館 2 号	蔵館字古館	100	65	7	6		神社	

番号	箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因			人家 戸数	公共的建物		公共 施設
				延長	傾 斜 度	斜面 高さ		要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
6	2 6 1	元長峰 3 号	長峰字山辺	118	50	10	6			
7	2 6 2	元長峰 2 号	長峰字前田	88	40	8	5			
8	2 6 3	元長峰 1 号	長峰字前田	400	45	30	23			町道
9	2 6 4	長峰	長峰字駒木沢	250	35	25	10		神社	町道
10	2 6 5	羽黒館 1 号	大鰐字羽黒館	280	50	10	5		商工会 町役場	町道
11	2 6 6	羽黒館 2 号	大鰐字羽黒館	280	45	20	21			町道
12	2 6 7	夏沢 2 号	大鰐字夏沢	140	45	15	15		寺院	町道
13	2 6 8	大鰐	大鰐字茶臼館	150	70	20	6	成田 歯科 医院	ホテル 寺院ほか	町道
14	2 6 9	夏沢 1 号	大鰐字夏沢	370	45	20	13			町道
15	2 7 0	大鰐茶臼館	大鰐字茶臼館	500	45	70	80	おおわにデ イサービス センターゆ けむり荘	旅館 神社	町道
16	2 7 1	蜂ヶ峰	大鰐字蜂ヶ峰	400	45	40	40	湯野川原社 会福祉館		町道
17	2 7 2	折紙	居士字沢田	140	35	20	5			町道
18	2 7 3	居士 1 号	三ツ目内大堰口	170	32	20	0		旧大鰐第二 小学校	
19	2 7 4	居士 2 号	居士字宮本	200	45	15	12	駒のまほ ろば		河川
20	2 7 5	高野新田	居士字高野新田	430	40	15	22			町道
21	2 7 6	大鰐中学校	虹貝字篠塚	84	35	30	0	大鰐中學校		
22	2 7 7	虹貝 1 号	虹貝字中熊沢	220	50	10	14			町道
23	2 7 8	虹貝 2 号	虹貝字中熊沢	260	45	15	18			
24	2 7 9	虹貝新田	虹貝字大熊沢	280	40	20	15			町道
25	2 8 0	三軒新田	虹貝字大熊沢	84	40	30	5			町道
26	2 8 1	唐牛	唐牛字村井	300	35	40	15			
27	2 8 2	沼田 1 号	唐牛字沼田	300	35	40	22			国道 町道
28	2 8 3	沼田 2 号	唐牛字沼田	200	30	30	7			国道 町道
29	1 1 7 0	小金沢	早瀬野字小金沢	25	60	40	0		ダム管理事 務所	
30	1 2 0 6	八幡館	八幡館字八幡館	250	50	7	6			町道
31	1 2 0 7	川辺	大鰐字川辺	140	70	7	9			町道
32	1 2 0 8	国民宿舎	大鰐字出張沢	80	30	7	0		旧大鰐山荘	

番号	箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因			人家 戸数	公共的建物		公共 施設
				延長	傾 斜 度	斜面 高さ		要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
33	1209	大鰐プラザ	大鰐字范頭	90	35	8	0		旧大鰐プラザ	町道
34	1210	貝羅木	唐牛字貝羅木	150	45	8	5			町道
35	12001	川崎	宿川原字川崎							
36	12002	虹貝新田2号	虹貝字大熊沢							
37	12003	後ヶ沢	島田字後ヶ沢							
38	12004	貝羅木2号	唐牛字貝羅木	119	36	9	5			
39	12005	九十九森2号	長峰字九十九森							

急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面 ランクⅡ）

番号	箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因			人家 戸数	公共的建物		公共 施設
				延長	傾 斜 度	斜面 高さ		要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
40	225	八幡館2号	八幡館字八幡館	35	32	7	3			
41	226	水入	八幡館字水入	140	65	20	2			
42	227	前田2号	大鰐字北山	38	35	30	3			町道
43	228	前田3号	大鰐字北山	30	45	45	1			
44	229	前田5号	大鰐字北山	25	35	10	1			国道
45	230	南無阿弥沢	大鰐字南無阿弥	30	30	12	2			町道
46	231	館ノ上	唐牛字館ノ上	50	45	10	1			町道
47	232	高野新田2号	居土字高野新田	40	50	8	1			町道
48	233	早瀬野2号	早瀬野字小金沢	40	40	7	1			
49	234	早瀬野3号	早瀬野字小金沢	40	40	8	4			
50	235	早瀬野1号	早瀬野字坂本	50	40	7	2			県道
51	236	早瀬野4号	早瀬野字小金沢	40	45	5	3			町道
52	238	大碓沢2号	島田字ゾベコ沢	150	40	30	2			町道
53	239	大碓沢1号	島田字大碓沢	70	45	12	2			町道
54	62	九十九森	長峰九十九森	30	40	8	1			
55	63	念仏車	唐牛字念仏車	30	42	8	1			

急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面 ランクⅢ）

番号	箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設
				延長	傾斜度	斜面高さ		要配慮者利用施設	左記以外の公共的建物	
59	4 2	森山	森山字東館	500	43	46	0			
60	4 3	宿川原	虹貝字篠塚	175	45	20	0			
61	4 4	折紙沢	居土字沢田	140	30	120	0			
62	4 5	居土3号	居土字目屋沢	170	30	70	0			町道
63	4 6	居土4号	三ツ目内字大堰口	170	31	111	0			
64	4 7	高野新田3号	居土字高野新田	240	30	40	0			町道
65	4 8	高野新田4号	居土字高野新田	160	30	70	0			町道
66	4 9	高野新田5号	居土字高野新田	400	42	90	0			町道
67	5 0	三軒新田2号	虹貝字大熊沢	210	45	80	0			
68	5 1	三軒新田3号	虹貝字西虹貝沢	220	37	60	0			
69	5 2	早瀬野5号	早瀬野字小金沢	420	30	160	0			
70	5 3	早瀬野6号	早瀬野字小金沢	150	56	150	0			
71	5 4	早瀬野7号	早瀬野字小金沢	330	31	120	0			町道
72	5 5	八幡町	長峰字山辺鯖野沢	330	39	120	0			町道
73	5 6	前田	長峰字前田	500	45	30	0			

急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面 ランクⅡ）

番号	箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設
				延長	傾斜度	斜面高さ		要配慮者利用施設	左記以外の公共的建物	
74	6 2	九十九森	長峰字九十九森	30	40	8	1			
75	6 3	念仏車	唐牛字念仏車	30	42	8	1			

資料4 2

急傾斜地崩壊危険区域指定区域

県土整備部河川砂防課（令和2年3月現在）

番号	告示年月日	告示番号	急傾斜地崩壊危険区域名	所在地	面積(ha)	人家戸数	公共建物	摘要
1	S49.2.23	105	虹貝1号	虹貝字篠塚	2.036	15		
2	S49.2.23	105	虹貝2号	虹貝字中熊沢	0.513	6		
3	S49.2.23	105	大鰐	大鰐字大鰐、茶臼館	6.206	86		

番号	告 示 年月日	告示 番号	急傾斜地 崩壊危険 区 域 名	所 在 地	面 積 (ha)	人家 戸数	公共 建 物	摘要
4	S49. 2. 23	105	北山	大鰐字北山	0. 488	11		
5	S49. 2. 23	105	長峰	長峰字前田	1. 713	21		
6	S51. 3. 18	184	大鰐 2 号	大鰐字大鰐、茶臼館	0. 868	5	1	
7	S51. 3. 18	184	夏沢	大鰐字夏沢	0. 676	12		
	S59. 1. 5	3	夏沢	大鰐字夏沢	0. 175	5		
8	S52. 3. 26	209	北山 2 号	大鰐字北山	0. 617	16		
	H15. 11. 28	752	北山 2 号	大鰐字北山、前田	0. 495	4		
9	S52. 3. 26	209	川辺	大鰐字川辺、羽黒館	0. 234	9		
10	S52. 3. 26	209	蜂ヶ峰	大鰐字蜂ヶ峰、湯野川原	1. 722	10	1	
11	S55. 3. 29	301	羽黒館	大鰐字羽黒館	0. 531	7	3	
12	S55. 3. 29	301	夏沢 2 号	大鰐字夏沢	1. 475	14		
13	S56. 12. 24	1055	長峰 2 号	長峰字前田	0. 807	6		
14	S57. 12. 28	966	羽黒館 2 号	大鰐字羽黒館、川辺	0. 800	14		
	H 1 . 3. 18	178	羽黒館 2 号	大鰐字羽黒館、下牡丹森 虹貝字清川	1. 468	15	1	
	H6. 3. 25	239	羽黒館 2 号	大鰐字下牡丹森 虹貝字清川	0. 245	3		
15	S59. 12. 27	977	蔵館 1 号	蔵館字古館、館越	0. 63	10		
16	S59. 12. 27	977	蔵館 2 号	蔵館字古館、館越	0. 318	6		
17	H2. 3. 12	162	高野新田	居士字高野新田、山部	0. 721	9	1	
	H6. 3. 25	240	高野新田	居士字高野新田、山部	0. 945	6		
18	H3. 3. 11	140	元長峰	長峰字前田、ブシ川	0. 304	6		
19	H5. 3. 19	187	唐牛	唐牛字村井、岩木	3. 520	11		
20	H7. 3. 10	153	三軒新田	虹貝字大熊沢	0. 694	5		
21	H7. 3. 10	153	元長峰 3 号	長峰字山辺	0. 395	6		
22	H8. 2. 26	126	八幡館	八幡館字沢田、古館、八 幡館、水入	0. 478	6		
23	H17. 4. 8	331	貝羅木 2 号	唐牛字貝羅木、村井	0. 451	5		
24	H26. 5. 21	415	虹貝新田	虹貝字大熊沢	2. 6662	19		
25	H26. 8. 29	642	川崎	宿川原川崎、鶴ヶ鼻	0. 375	5		

資料 4 3

なだれ対策事業

雪崩危険箇所（傾斜度 15° 以上、高さ 10m 以上）

ランクⅠ 保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉等の避難行動要支援者関連施設のある場合を含む）・・・町内 34箇所

ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下・・・・・・・・・・町内 5箇所

ランクⅢ 保全人家0戸・・・・・・・・・・町内 20箇所

・ランクⅠ

県土整備部河川砂防課（令和3年9月現在）

番号	箇所名	大字小字等地名	戸数	公共的建物		公共施設
				要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
1	折紙	居士	9			町道
2	三ツ目内1号	三ツ目内	1	駒のまほろば 十和田ホーム	旧大鰐第二小学校	町道 河川
3	三ツ目内2号	三ツ目内	22			町道 河川 橋
4	居士1号	居士	22			
5	居士2号	居士	19			町道 河川 橋
6	北山1号	大鰐	20			国道 町道
7	北山2号	大鰐	92	認定こども園大 鰐文化幼稚園	その他2	高速道路 国道 町道
8	大鰐	大鰐	92	ゆのかわら医院 おおわにデイサー ビスセンターゆけ むり荘	宿泊施設3 その他2	町道
9	蜂ヶ峰	大鰐	30		その他	町道
10	茶臼館	大鰐	7			町道
11	夏沢1号	大鰐	6		その他	町道
12	夏沢2号	大鰐	16		その他	町道
13	虹貝1号	虹貝	40			町道
14	虹貝2号	虹貝	10			町道 河川
15	虹貝3号	虹貝	8		弘前南高校 旧大鰐公舎	町道
16	元長峰	長峰	17			町道
17	長峰	長峰	6			町道
18	蔵館	蔵館	12			町道
19	高野新田	居士	64		公民館	町道 河川
20	虹貝新田	虹貝	12		公民館	町道
21	早瀬野1号	早瀬野	25			町道 河川
22	早瀬野2号	早瀬野	28		公民館	町道
23	島田	島田	19		その他	町道 河川 橋
24	唐牛1号	唐牛	26			国道 町道 私
25	唐牛2号	唐牛	14		その他2	国道 町道

番号	箇所名	大字小字等地名	戸数	公共的建物		公共施設
				要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
26	折紙2号	居 土	19		公民館	町道
27	高野新田2号	居 土	9			町道 河川
28	高野新田3号	居 土	11			町道 河川
29	高野新田4号	居 土	54		公民館	橋梁2
30	虹貝新田2号	虹 貝	11			町道
31	虹貝新田3号	虹 貝	9			町道
32	羽黒館	大 鰐	37			町道
33	蔵館2号	蔵 館	7			鉄道 町道
34	広沢	宿 川 原	7			町道
35	大鰐中学校	虹 貝	0		大鰐中学校	
36	清川	虹 貝	0		その他	
37	大鰐プラザ	大 鰐	0		その他	町道
38	上川原	苦 木	0	大鰐療育センター		町道
39	三軒新田	虹 貝	5			町道
40	小金沢	早 瀬 野	0		発電電所	

・ランクⅡ

県土整備部河川砂防課（令和3年9月現在）

番号	箇所名	所在地 (大字名)	戸数	公共的建物		公共施設
				要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
1	宿川原	宿 川 原	2			町道
2	早瀬野3号	早 瀬 野	2			県道
3	島田新田2号	島 田	3			県道 河川
4	島田新田	島 田	3			県道

・ランクⅢ

県土整備部河川砂防課（令和3年9月現在）

番号	箇所名	所在地 (大字名)	戸数	公共的建物		公共施設
				要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
1	森山	森 山	46			
2	宿川原2号	虹 貝	20			
3	折紙沢	居 土	110			
4	居土3号	居 土	70	駒のまほろば 十和田ホーム		町道
5	居土4号	居 土	111			
6	高野新田5号	居 土	40			町道
7	高野新田6号	居 土	70			町道
8	高野新田7号	居 土	90			町道

番号	箇所名	所在地 (大字名)	戸 数	公共的建物		公共施設
				要配慮者 利用施設	左記以外の 公共的建物	
9	三軒新田2号	虹 貝	80			
10	三軒新田3号	虹 貝	60			
11	早瀬野4号	早 瀬 野	160			
12	早瀬野5号	早 瀬 野	150			
13	早瀬野6号	早 瀬 野	120			町道
14	八幡町	長 峰	120			町道
15	大平	長 峰	30			

資料44

重要水防箇所

水系名	河川名	重要水防箇所							摘要
		堤防（m）					工作物等		
		種別	左岸		右岸				
			重要度A	重要度B	重要度A	重要度B	重要度A	重要度B	
岩木川	平 川	堤防高		9, 600		9, 600			
		堤防断面	400	2, 900	900	3, 300			
	三ツ目 内川	堤防高	300						
		堤防断面		6, 100		4, 600			
	折紙川	堤防断面		2, 200		2, 200			
	虹貝川	堤防高	400						洗掘有
	夏沢川	堤防断面	1, 500						
	稲荷川	堤防高		1, 500		1, 500			
		堤防断面	1, 500		1, 500				

資料45

農業用ため池

溜 池 名	所 在 地	貯水量 (千㎡)	堤 高 (m)	堤 長 (m)	灌漑面積 (ha)
長峰新溜池	大鰐町大字長峰	3.6	6.0	30.0	20.0
中ノ沢溜池	大鰐町大字駒木	0.594	1.0	40.0	5.0
永井溜池	大鰐町大字長峰	0.614	2.1	27.0	2.0
駒木沢	大鰐町大字長峰	9.0	3.6	70.0	1.0

資料 4 6

一般県道

道路注意箇所

中南地域県民局地域整備部

番号	点検対象項目	道路種別	路線名	迂回路の有無	事前規制	延長(m)	所在地	評価ランク
1	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	有	指定	70	大鰐町島田字東虹貝山 1 番 1 東虹貝山国有林 91 林班へ小班	要対策
2	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	有	指定	165	大鰐町島田字東虹貝山 1 番 1	要対策
3	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	有	指定	110	大鰐町島田字大碓沢 113-1	要対策
4	岩盤・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	有	指定	100	大鰐町虹貝字大熊沢 66-3	要対策
5	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	有	指定	108	大鰐町島田字東虹貝山 1 番 1	カルテ監視
6	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	有	指定	77	大鰐町島田字東虹貝山 1 番 1	カルテ監視
7	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	有	指定	88	大鰐町島田字大碓沢 113-1	カルテ監視
8	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	有	指定	92	大鰐町島田字大碓沢 113-1	カルテ監視
9	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	有	指定	175	大鰐町島田字大碓沢 100-12	要対策
1 0	落石・崩壊	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	有	指定	165	大鰐町早瀬野字坂本	カルテ監視
1 1	雪崩	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	無	指定	110	大鰐町島田大碓沢	カルテ監視
1 2	雪崩	一般県道	碓ヶ関大鰐停車場線	無	指定	20	大鰐町島田大碓沢	カルテ監視

資料 4 7

土砂災害警戒区域一覧

県土整備部河川砂防課

(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

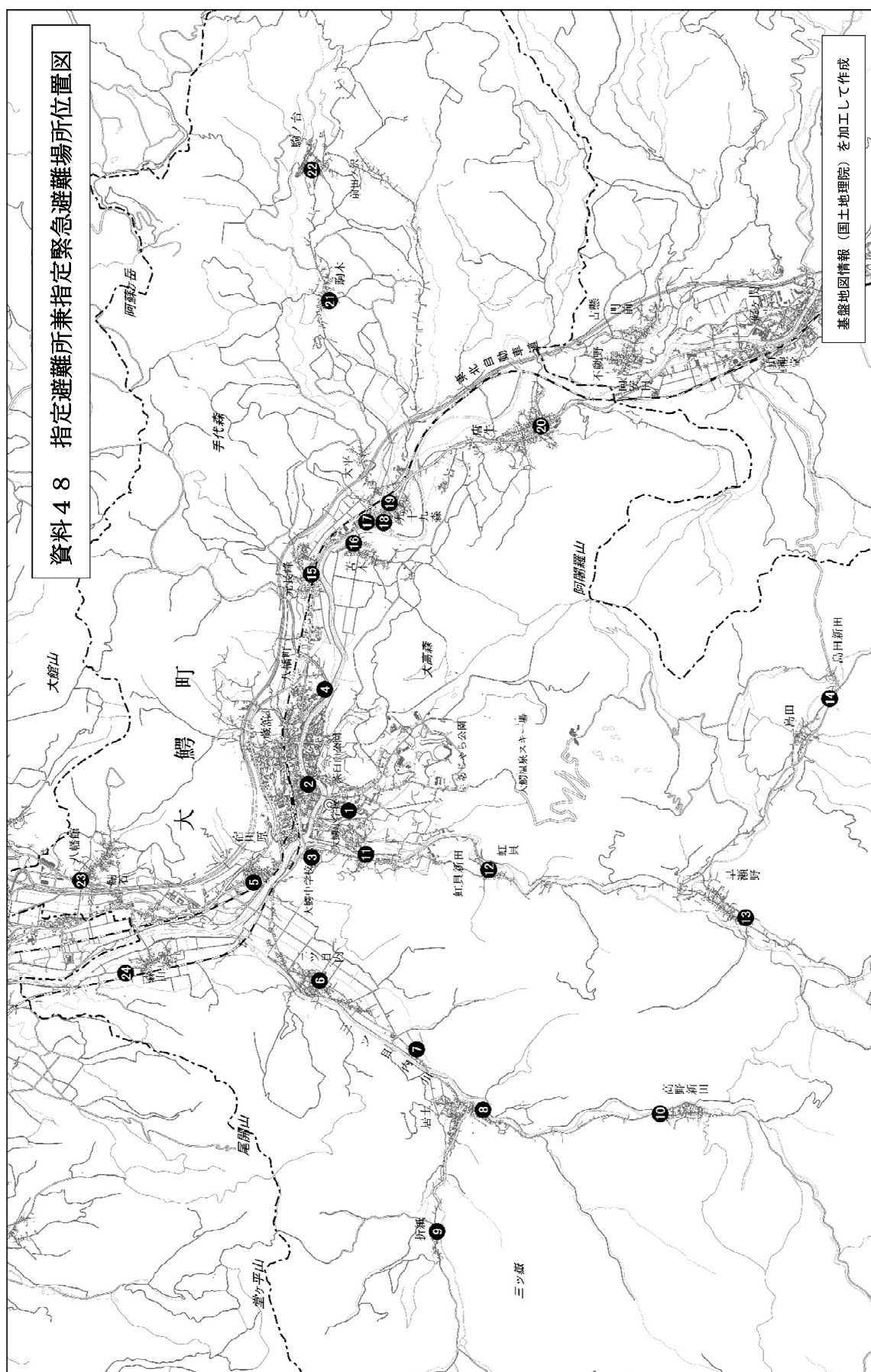
番号	区 域 番 号	区 域 名	自 然 現 象 の 種 類	特別警戒区域	人 家 戸 数	公共施設・要配慮者利用施設
1	362-I-001	長内川	土石流	あり	13	0
2	362-I-002	宿川原沢	土石流	なし	0	0
3	362-I-003	蔵館沢	土石流	あり	67	0
4	362-I-004	南大鰐沢	土石流	あり	82	4
5	362-I-005	北大鰐沢	土石流	なし	43	0
6	362-I-006	西唐牛沢	土石流	あり	2	1
7	362-I-007	大高森沢	土石流	あり	1	1
8	362-I-008	稗田沢	土石流	あり	61	3
9	362-I-009	茶臼沢	土石流	なし	25	3
10	362-I-010	南無阿弥沢	土石流	あり	74	6
11	362-I-011	夏沢	土石流	あり	41	4
12	362-I-012	北新田沢	土石流	あり	0	0
13	362-I-013	南島田沢	土石流	あり	9	0
14	362-I-014	ゾベコ沢	土石流	なし	27	0
15	362-I-015	後ヶ沢	土石流	あり	5	0
16	362-I-016	戸屋森沢	土石流	なし	24	1
17	362-I-017	三軒新沢	土石流	なし	8	0
18	362-I-018	南虹貝沢	土石流	なし	13	1
19	362-I-019	後沢	土石流	なし	13	1
20	362-I-020	虹貝新田沢	土石流	なし	12	1
21	362-I-021	あしや沢	土石流	なし	14	0
22	362-I-022	南高野新田沢	土石流	あり	6	0
23	362-I-023	檜沢	土石流	あり	14	0
24	362-I-024	小檜沢	土石流	なし	27	0
25	362-I-025	沢田八幡沢	土石流	あり	6	0
26	362-I-026	目屋沢	土石流	なし	11	0
27	362-I-027	貴船沢	土石流	あり	7	0
28	362-II-001	西蔵館沢	土石流	なし	6	0
29	362-II-002	中蔵館沢	土石流	あり	7	0
30	362-II-003	東蔵館沢	土石流	あり	10	0
31	362-II-004	神岡沢	土石流	あり	8	0
32	362-II-005	稻荷川	土石流	あり	0	0
33	362-II-006	中唐牛沢	土石流	なし	5	0
34	362-II-007	中島田沢	土石流	なし	5	0
35	362-II-008	杉の沢	土石流	なし	2	0
36	362-II-009	三崇沢	土石流	あり	2	0

番号	区 域 番 号	区 域 名	自 然 現 象 の 種 類	特 別 警 戒 区 域	人 家 戸 数	公 共 施 設 ・ 要 配 慮 者 利 用 施 設
37	362-Ⅲ-001	西長峰沢	土石流	あり	0	0
38	362-Ⅲ-002	西鱒野沢	土石流	あり	0	0
39	362-Ⅲ-003	鱒野沢	土石流	あり	0	0
40	362-Ⅲ-004	三軒新田沢	土石流	あり	0	0
41	362-Ⅲ-005	島田西口沢	土石流	あり	0	0
42	362-Ⅲ-006	上三ツ目沢	土石流	あり	1	0
43	362-Ⅲ-007	森山沢	土石流	なし	0	0
44	362-Ⅰ-12028	折紙口1号沢	土石流	あり	32	0
45	362-Ⅰ-12029	広沢	土石流	あり	0	0
46	砂-26	三ツ目内	地すべり	なし	143	0
47	砂-27	居士	地すべり	なし	61	0
48	砂-28	茶臼山公園	地すべり	なし	46	0
49	砂-29	稗田沢	地すべり	なし	0	0
50	砂-30	島田	地すべり	なし	28	0
51	農-08	苦木	地すべり	なし	0	0
52	農-09	駒木	地すべり	なし	7	0
53	林 362-G0001	三軒新田	地すべり	なし	1	0
54	Ⅰ-0256	北山1号	急傾斜地の崩壊	あり	8	0
55	Ⅰ-0257	前田4号	急傾斜地の崩壊	あり	3	0
56	Ⅰ-0258	北山2号	急傾斜地の崩壊	あり	16	0
57	Ⅰ-0259	蔵館1号	急傾斜地の崩壊	あり	12	0
58	Ⅰ-0260	蔵館2号	急傾斜地の崩壊	あり	7	0
59	Ⅰ-0261	元長峰3号	急傾斜地の崩壊	あり	5	0
60	Ⅰ-0262	元長峰2号	急傾斜地の崩壊	あり	5	0
61	Ⅰ-0263	元長峰1号	急傾斜地の崩壊	あり	42	0
62	Ⅰ-0264	長峰	急傾斜地の崩壊	あり	14	0
63	Ⅰ-0265	羽黒館1号	急傾斜地の崩壊	あり	3	0
64	Ⅰ-0266	羽黒館2号	急傾斜地の崩壊	あり	36	0
65	Ⅰ-0267	夏沢2号	急傾斜地の崩壊	あり	15	0
66	Ⅰ-0268	大鰐	急傾斜地の崩壊	あり	33	0
67	Ⅰ-0269	夏沢1号	急傾斜地の崩壊	あり	17	0
68	Ⅰ-0270	大鰐茶臼館	急傾斜地の崩壊	あり	57	0
69	Ⅰ-0271	蜂ヶ峰	急傾斜地の崩壊	あり	64	0
70	Ⅰ-0272	折紙	急傾斜地の崩壊	あり	2	0
71	Ⅰ-0273	居士1号	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
72	Ⅰ-0274	居士2号	急傾斜地の崩壊	あり	14	0
73	Ⅰ-0275	高野新田	急傾斜地の崩壊	あり	27	0
74	Ⅰ-0276	大鰐中学校	急傾斜地の崩壊	あり	0	0

番号	区 域 番 号	区 域 名	自 然 現 象 の 種 類	特 別 警 戒 区 域	人 家 戸 数	公 共 施 設 ・ 要 配 慮 者 利 用 施 設
75	I -0277	虹貝 1 号	急傾斜地の崩壊	あり	18	0
76	I -0278	虹貝 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	22	0
77	I -0279	虹貝新田	急傾斜地の崩壊	あり	19	0
78	I -0280	三軒新田	急傾斜地の崩壊	あり	5	0
79	I -0281	唐牛	急傾斜地の崩壊	あり	8	0
80	I -0282	沼田 1 号	急傾斜地の崩壊	あり	22	0
81	I -0283	沼田 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	20	0
82	I -1170	小金沢	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
83	I -12001	川崎	急傾斜地の崩壊	あり	5	0
84	I -12002	虹貝新田 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	2	0
85	I -12003	後ヶ沢	急傾斜地の崩壊	あり	8	0
86	I -12004	貝羅木 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	4	0
87	I -12005	九十九森 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	14	0
88	I -1206	八幡館	急傾斜地の崩壊	あり	8	0
89	I -1207	川辺	急傾斜地の崩壊	あり	8	0
90	I -1208	国民宿舎	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
91	I -1209	大鰐プラザ	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
92	I -1210	貝羅木	急傾斜地の崩壊	あり	4	0
93	II -0226	水入	急傾斜地の崩壊	あり	1	0
94	II -0227	前田 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	3	0
95	II -0228	前田 3 号	急傾斜地の崩壊	あり	1	0
96	II -0229	前田 5 号	急傾斜地の崩壊	あり	12	0
97	II -0230	南無阿弥沢	急傾斜地の崩壊	あり	12	0
98	II -0231	館ノ上	急傾斜地の崩壊	あり	3	0
99	II -0232	高野新田 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	1	0
100	II -0233	早瀬野 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	1	0
101	II -0234	早瀬野 3 号	急傾斜地の崩壊	あり	2	0
102	II -0235	早瀬野 1 号	急傾斜地の崩壊	あり	2	0
103	II -0236	早瀬野 4 号	急傾斜地の崩壊	あり	3	0
104	II -0238	大碓沢 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	1	0
105	II -0239	大碓沢 1 号	急傾斜地の崩壊	あり	3	0
106	II -12001	虹貝 3 号	急傾斜地の崩壊	あり	2	0
107	II -12002	高野新田 6 号	急傾斜地の崩壊	あり	1	0
108	II -12003	元長峰 4 号	急傾斜地の崩壊	あり	2	0
109	II -12004	長峰 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	2	0
110	II -12005	南無阿弥沢 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	4	0
111	II -12013	前平	急傾斜地の崩壊	あり	2	0
112	III -0042	森山	急傾斜地の崩壊	あり	0	0

番号	区 域 番 号	区 域 名	自 然 現 象 の 種 類	特 別 警 戒 区 域	人 家 戸 数	公 共 施 設 ・ 要 配 慮 者 利 用 施 設
113	Ⅲ-0043	宿川原	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
114	Ⅲ-0044	折紙沢	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
115	Ⅲ-0045	居士 3 号	急傾斜地の崩壊	あり	6	0
116	Ⅲ-0046	居士 4 号	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
117	Ⅲ-0047	高野新田 3 号	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
118	Ⅲ-0048	高野新田 4 号	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
119	Ⅲ-0049	高野新田 5 号	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
120	Ⅲ-0050	三軒新田 2 号	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
121	Ⅲ-0051	三軒新田 3 号	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
122	Ⅲ-0052	早瀬野 5 号	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
123	Ⅲ-0053	早瀬野 6 号	急傾斜地の崩壊	あり	1	0
124	Ⅲ-0054	早瀬野 7 号	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
125	Ⅲ-0055	八幡町	急傾斜地の崩壊	あり	0	0
126	Ⅲ-0056	前田	急傾斜地の崩壊	あり	3	0
127	人Ⅱ-0062	九十九森	急傾斜地の崩壊	あり	1	0
128	人Ⅱ-0063	念仏車	急傾斜地の崩壊	あり	3	0

資料 4 8 指定避難所兼指定緊急避難場所位置図



避難情報の判断・伝達マニュアル

平成22年 2 月 策定
令和 3 年 7 月 改定

大 鰯 町

目 次

1 避難情報の発令区分	1
(1) 高齢者等避難【警戒レベル3】	
(2) 避難指示【警戒レベル4】	
(3) 緊急安全確保【警戒レベル5】	
2 避難情報の判断基準	1
3 各種災害の特性	1
(1) 水害	
① 外水氾濫(河川の氾濫等)	
② 内水氾濫(市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等)	
(2) 土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)	
4 避難情報発令の判断基準(具体的な考え方)	2
(1) 河川洪水	
(2) 土砂災害	
5 避難情報の伝達手段	9
6 避難情報の伝達文(例)	10

1 避難情報の発令区分

避難情報の発令基準は以下のとおりとする。

(1) 高齢者等避難【警戒レベル3】

気象予報等が発表され、災害により人的被害の発生のおそれがある区域等で、要配慮者等の特に避難行動に時間を要し、事前に避難準備することが適当であると認められる者が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供する。

(2) 避難指示【警戒レベル4】

災害発生に伴い、人的被害が発生するおそれが高い区域等で、災害の拡大を防止するために居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、必要と認める地域及び居住者等に対し避難のための立ち退きを指示する。

(3) 緊急安全確保【警戒レベル5】

災害が発生又は切迫し、町民等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、未だに危険な場所にいる町民等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したい場合に、必要と認める地域及び町民等に対し発令する。

2 避難情報の判断基準

避難情報の発令については、対象となる災害を(1)河川洪水、(2)土砂災害の2種類とし、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断する。

3 各種災害の特性

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。したがって、下記の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

- 1) 要配慮者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- 2) 道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- 3) 真に切迫した状況では生命を守る最低限の行動の選択

※ 自然現象のため不足の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(1) 水害

①外水氾濫（河川の氾濫等）

堤防を有しない河川等では、水位上昇に伴い河川があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。

堤防を有する河川で破堤した場合、氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する。そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。

さらに、大河川に小規模の河川が合流する地域では、大河川の水位上昇により小規模の河川の水が流れ込めなくなり、あふれる場合があることに注意が必要である。な

お、内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもある。また、急流河川が破堤すると、浸水深はあまり深くなくても、氾濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- イ) 浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不能であること。
- ロ) 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。
- ハ) 浸水により避難所までの歩行等がかえって危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の少しでも浸水しにくい2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

②内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する。

一般的に外水氾濫よりも浸水深は浅い傾向にあるが、地下施設等では生命に係る災害となることがある。

また、小河川からの浸水は、小河川が流れ込む先の河川の水位が高くなると徐々に始まるが、さらなる本川の水位上昇により水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとれた場合、水位は一気に上昇するため、水門の閉鎖等の前の避難が必要である。

河川の氾濫と同時に発生する場合も多い。浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は外水氾濫と同様である。

（2）土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命に及ぼす危険性が高いため、長期降雨指標と短期降雨指標を組み合わせた基準を用いる「土砂災害警戒情報」と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害の危険度分布」を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし土砂災害は、地形や地質条件、それまでの降雨量等、複数の要因が重なり合って発生するため、土壤雨量指数等に基づく土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は、前兆現象(P. 8)を確認したら速やかに避難する必要がある。

そのため町は、土壤雨量指数等に基づく土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難情報を速やかに周知・伝達する。

土砂災害の避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- イ) 避難所へ避難する際は、土砂災害危険区域内の通過は避けること、土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること、溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意すること。
- ロ) 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

4 避難情報発令の判断基準（具体的な考え方）

避難情報の標準的な意味合いについては次のとおりであるが、どのような状態になれば

住民が避難行動を開始する必要があるかについて、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に避難情報を発令する。

避難情報の類型

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
高齢者等避難 【警戒レベル3】	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から(立退き避難又は屋内安全確保)避難する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示 【警戒レベル4】	●発令される状況：災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

《運用上の注意事項》

- ・ 災害対策基本法の改正(令和3年5月)により、「従来の避難勧告と避難指示(緊急)」が「避難指示【警戒レベル4】」に一本化されたことから、避難指示【警戒レベル4】については、これまでの避難勧告のタイミングで発令することが望ましい。
- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行なう。
- ・ 関係機関との情報交換を密に行ないつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風雨はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な現状把握に努める。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事業が発生する可能性もあることから、堤防の異常や土砂災害の前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも値等で明確にできないものを含めて、総合的な判断を行なう。
- ・ 自然現象のため不測の事態等が想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難させることも考慮する。

(1) 河川洪水

岩木川水系平川上流

左岸：大鰐町大字唐牛字杉ノ木 5 6 番地 8 地内福島橋下流端から弘前市大字撫牛子字橋本 6 3 5 番地先 J R 平川第一橋梁上流端まで

右岸：大鰐町大字長峰字沢田 6 8 番地 2 地先福島橋下流端から

田舎館村大字大袋字三本柳 2 1 番地 6 地先 J R 平川第一橋梁上流端まで

イ) 指定の前提となる想定最大規模の降雨

平川（豊平橋上流）上流域の 2 4 時間総雨量 3 3 0 mm

ロ) 避難すべき区域

原則として河川洪水浸水想定区域で浸水が想定されている範囲内

※ 大鰐町防災マップ参照

ハ) 具体的な基準

避難情報は以下の基準を参考に、河川洪水予報、水位情報（はん濫注意水位、避難判断水位等）、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断し発令する。なお、発令対象外の河川であっても、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼす恐れがあると判明した場合には、避難情報を発令する。

	大鰐観測所・大鰐町大字大鰐字川辺 1 8—1（地域交流センター鰐come）
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	①指定河川洪水予報により、避難判断水位（レベル 3 水位）【<u>4. 5 0 m</u>】に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇される予測が発表されている場合 ②指定河川洪水予報により、氾濫危険水位（レベル 4 水位）【<u>5. 1 0 m</u>】に到達する予測が発表されている場合 ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方時点で発令）
避難指示 【警戒レベル 4】	①指定河川洪水予報により、氾濫危険水位（レベル 4 水位）【<u>5. 1 0 m</u>】に到達したと発表された場合 ②氾濫危険水位（レベル 4 水位）【<u>5. 1 0 m</u>】に到達していないものの、水位が堤防天端高に到達することが予想される場合 ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤遠部ダム・久吉ダムの管理者から、異常洪水時防災操作（緊急放流）開始予定の通知があった場合 ⑥警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜明けから明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方時点で発令）

避難指示 【警戒レベル４】	⑦警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となるような暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル５】	(災害が切迫) ①水位が堤防天端高(又は背後地番高)に到達している蓋然性が高い場合 ②国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合 (災害発生を確認) ④堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル５相当情報〔洪水〕)、水防団からの報告等により把握できた場合)

- ※ 氾濫危険水位：洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫のおそれがある水位
- ※ 避難判断水位：氾濫注意水位を超え、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、市町村が発する避難情報の目安となる水位
- ※ 氾濫注意水位：出水時に災害のおこるおそれのある水位で、水防団の出動の目安となる水位
- ※ 水防団待機水位：水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位で、各機関からの情報収集や危険箇所の巡回等を行なう目安となる
- ※ その他河川の警戒基準

	虹貝川	三ツ目内川
水位観測所所在地	大鰐町大字虹貝字清川 1 4 1－5	大鰐町大字居土字花岡 2 1－2 2
氾濫危険水位	3. 0 0 m	2. 6 0 m
避難判断水位	-	-
氾濫注意水位	2. 4 0 m	1. 2 0 m
水防団待機水位	2. 1 0 m	0. 9 0 m

河川の水位情報については、「青森県河川砂防情報提供システム」参照

(2) 土砂災害

イ) 避難すべき区域

当町の土砂災害の発生のおそれのある 1 2 8 箇所の危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所 7 5 箇所、土石流危険渓流 4 5 箇所、地すべり危険箇所 8 箇所）は、町域のあらゆる箇所に点在していることから、町職員や消防職員等による危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い、避難情報の発令対象となる「避難すべき区域」を判断する。

ロ) 具体的な基準

避難情報は以下の基準を参考に、土砂災害警戒情報や土砂災害の危険度分布、また、今後の気象予測、土砂災害警戒区域等の状況を踏まえて総合的に判断し発令する。

	土砂災害に関する情報による基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	①大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ②警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過すること予想される場合(大雨注意報が発表され、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合等(夕刻時点で発令))
避難指示 【警戒レベル4】	①土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ⑤土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
緊急安全確保 【警戒レベル5】	(災害が切迫) ①大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 (災害発生を確認) ②土砂災害の発生が確認された場合

- ※ 土砂災害警戒情報：大雨警報発表後に、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、青森県と青森地方気象台が共同して発表する情報で、大雨による土砂災害のおそれがある時に、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的としている。
- ※ 土砂災害危険度情報：土砂災害警戒情報を補足する詳細情報として、青森県から発信される1kmメッシュごとの危険度情報で、大雨による土砂災害の危険度の高まりを視覚的に確認できる。10分ごとに更新される。
- ※ 土砂災害発生危険基準線(CL)：過去に発生した土砂災害から「この基準を超えると、過去の重大な土砂災害の発生時に匹敵する極めて危険な状況となり、この段階で

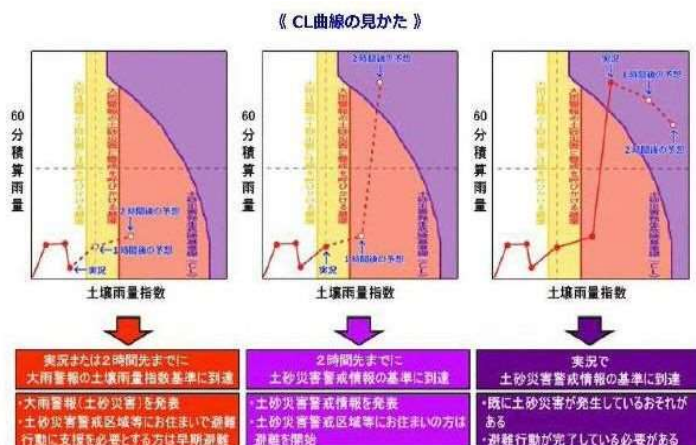
は命に危険が及ぶような土砂災害が既に発生していてもおかしくない」という基準(CL=Critical Line)。土壌雨量指数と60分雨量の2指標の組合せで、過去の土砂災害発生状況や降雨データを踏まえて設定される。

※ 土 壌 雨 量 指 数:これまで降った雨がどの程度土壌中に蓄えられているかを示す指標。

《土砂災害が発生するおそれがあると判断される場合》

スネーク曲線がCLを超えた場合に土砂災害の発生するおそれがあると判断される。

※ ス ネ ー ク 曲 線:縦軸を短期降雨指標の60分間積算雨量、横軸を長期降雨指標の土壌雨量指数として土壌中の水分量を評価し、土砂災害(土石流、がけ崩れ等)の起こりやすさを、時間を追って表示するもの(Snake Line)。60分間積算雨量は地表面の水分量を、土壌雨量指数は土壌中の水分量を表現しており、どちらが多くなっても地盤が緩み、土砂災害が発生しやすくなる。土砂災害に関するメッシュ情報の図では、2時間先までの予測が表示され、10分ごとに最新の情報に更新される。



※ 青森県土砂災害警戒情報システム内「用語解説」より

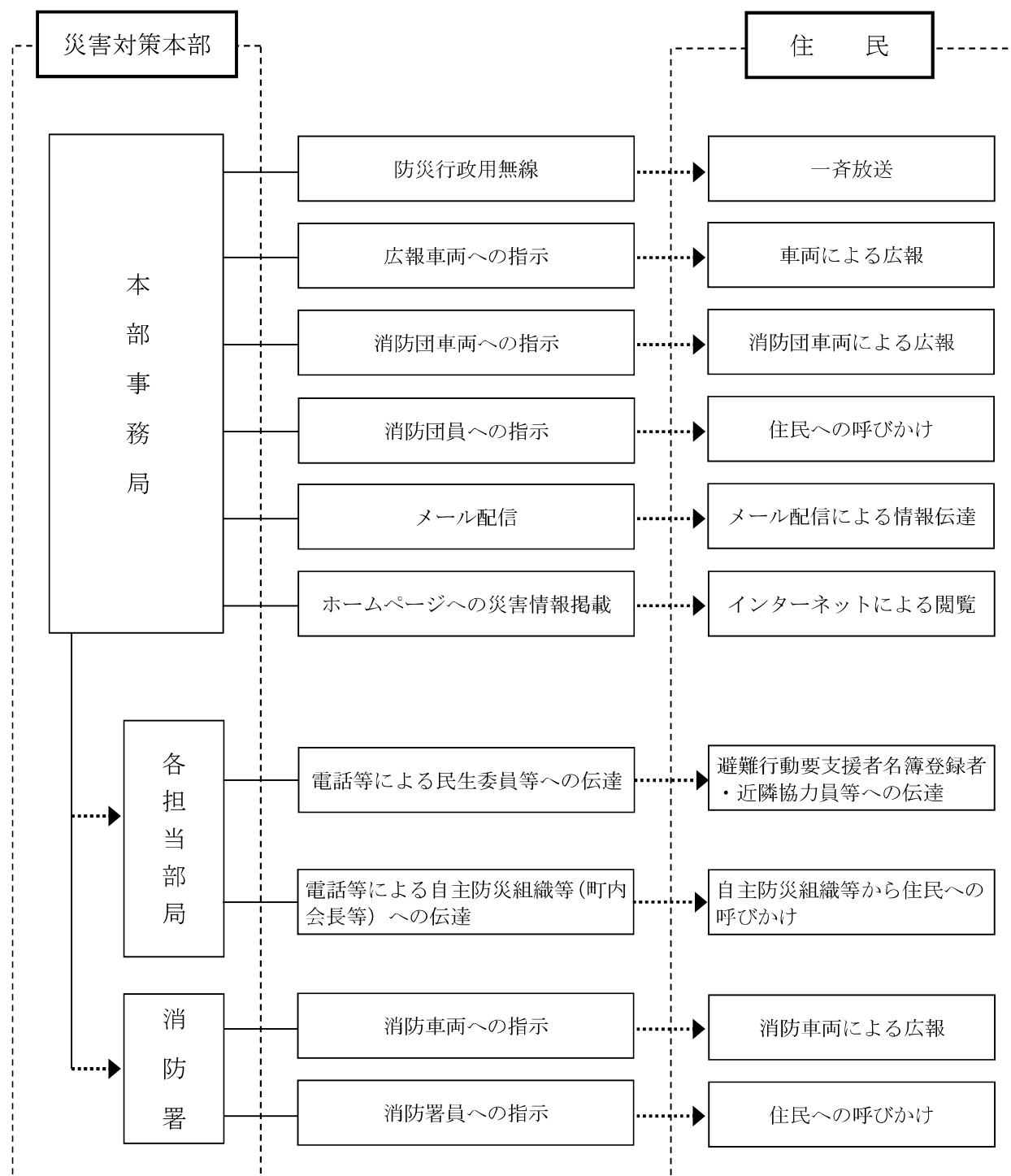
土砂災害に係る情報は、気象庁HP中の「大雨警報(土砂災害)の危険度分布(キキクル)」、
「青森県土砂災害警戒情報システム」参照

※ 土砂災害の前兆現象

土砂災害の種類	前兆現象	説明
土石流	近くで山崩が発生している。	周辺の斜面や溪流は地形、地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流が発生する可能性が高い。
	立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる。	溪流の上流部で土石流が発生したため、巨レキがぶつかる音や立木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
	溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっている。	溪流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める。	溪流の上流で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
	異様な山鳴りがする。	溪流沿いの斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（異動）して山鳴りが生じる現象。崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い。
	異様なにおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木におい等）がする。	溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土のおい、崩壊に伴って発生した流木のにおいなどが考えられる。
	溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している。	溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金となる。
	溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない。	溪流に新たな、または過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
がけ崩れ	斜面に亀裂ができる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って異変（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	小石が斜面からばらばらと落ちだす。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（異動）するとともに異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面にはらみがみられる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に異変が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる。湧き水の急激な増加、あるいは減少、枯渇が認められる。	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
地すべり	地鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴りが発生する現象。
	家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
	地面の振動	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。
	木の枝先の擦れ合う音（風の無いとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象。
	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	電線の弛みや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の弛みや引っ張りが認められる現象。
	建物等の変形（戸の締りが悪くなる。壁に隙間ができる。）	地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
	橋等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変位が生じる現象。
	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
	地下水の濁り	同上
	湧水の流量の変化（枯渇や急増）	同上
	湧水の濁りの発生	同上
	新しい湧水の発生	地すべりブロック内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす力（滑動力）が増大する。

5 避難情報の伝達手段

避難情報の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、防災行政無線の使用や車両による広報、町ホームページへの掲載などを行うとともに、自主防災組織の会長等（町内会長、消防団本部及び各地区分団長）、民生委員児童委員等の協力員への電話など、様々な手段で実施する。



《伝達手段》

- ①防災行政無線を利用して、対象地域の住民全般に伝達する（避難指示・緊急安全確保については、サイレンの吹鳴を併用する）。
- ②町広報車や消防車により、対象地域の住民全般に伝達する。
- ③各地区区長や自主防災組織の会長等の協力を得て、組織的な伝達体制に基づき、町から連絡先へ電話等により伝達する。
- ④消防団に対して、対象地域の住民への伝達を依頼する。
- ⑤自主防災組織や近隣協力員等において、率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声がけを行なう。
- ⑥避難行動要支援者名簿への登録者や緊急連絡先、民生委員児童委員や社会福祉協議会へ伝達する。（電話、FAXなど）
- ⑦町ホームページ等に掲載して、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数へ伝達する。
- ⑧緊急速報メール、防災あじらメール等によるメール配信により伝達する。

6 避難情報の伝達文（例）

○【警戒レベル3】高齢者等避難

（洪水）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。

こちらはぼうさいおおわに広報です。

平川が増水し、氾濫する恐れがあるため、〇〇地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

高齢者や障害のある人等、避難に時間がかかる方やその支援者の方は、〇〇（開設済みの避難所）や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

（土砂災害）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。

こちらはぼうさいおおわに広報です。

土砂災害が発生する恐れがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

大鰐町防災マップを確認し、土砂災害の恐れがある区域にいる高齢者や障害のある人等、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、〇〇（開設済みの避難所）や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

○【警戒レベル4】避難指示

(洪水)

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示。

こちらはぼうさいおおわに広報です。

平川が氾濫する恐れが高まったため、〇〇地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

〇〇地区にいる方は、〇〇(開設済みの避難所)や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

(土砂災害)

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示。

こちらはぼうさいおおわに広報です。

土砂災害が発生する恐れが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

大鰐町防災マップを確認し、土砂災害の恐れがある区域にいる方は、〇〇(開設済みの避難所)や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

○【警戒レベル5】緊急安全確保

(洪水)

【河川氾濫が切迫している状況】

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

こちらはぼうさいおおわに広報です。

平川が増水し、既に堤防を越え氾濫が発生している恐れがあります。

〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動する等、命の危険が迫っておりますので、直ちに身の安全を確保してください。

【河川氾濫を確認した場合】

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

こちらはぼうさいおおわに広報です。

平川の水位が、〇〇地区付近で堤防を越え、氾濫が発生したため、〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動する等、命の危険が迫っておりますので、直ちに身の安全を確保してください。

○【警戒レベル5】緊急安全確保

(土砂災害)

【土砂災害発生が切迫している状況】

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

こちらはぼうさいおおわに広報です。

大鰐町に土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動する等、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

【土砂災害発生を確認した場合】

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

こちらはぼうさいおおわに広報です。

〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動する等、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

※ メール配信による情報伝達については、放送内容を基本形とし、追記できる具体的な情報がある場合、その都度追記するものとする。

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合に、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反対象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等 (以下「危険物等」という。) を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの (イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者 (交通事故によるものを除く。) 又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、
原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長に
あったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射
線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高い
と認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大き
く取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)
について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取
り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明
した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において
発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域にお
いて同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべ
き救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- （ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - （ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - （イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - （ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - （イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - （ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - （イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者３人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他														
出 火 場 所															
出 火 日 時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮圧日時)</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮 火 日 時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮圧日時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分								
月 日 時 分	(鎮圧日時)	(月 日 時 分)													
(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分													
火元の業態・ 用 途	<table border="1"> <tr> <td>事 業 所 名 (代表者氏名)</td> <td></td> </tr> </table>	事 業 所 名 (代表者氏名)													
事 業 所 名 (代表者氏名)															
出 火 箇 所	出 火 原 因														
死 傷 者	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた 理 由</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた 理 由		負傷者 重症	人	中等症	人	軽症	人				
死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた 理 由													
負傷者 重症	人														
中等症	人														
軽症	人														
建 物 の 概 要	<table border="1"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	構造	建築面積	m ²	階層	延べ面積	m ²								
構造	建築面積	m ²													
階層	延べ面積	m ²													
焼 損 程 度	<table border="1"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> <td rowspan="4">焼 損 面 積</td> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>焼損 半 焼 棟</td> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>棟数 部分焼 棟</td> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	全 焼 棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²	焼損 半 焼 棟	建物焼損表面積	m ²	棟数 部分焼 棟	林野焼損面積	ha	ぼ や 棟		
全 焼 棟	} 計 棟	焼 損 面 積			建物焼損床面積	m ²									
焼損 半 焼 棟					建物焼損表面積	m ²									
棟数 部分焼 棟					林野焼損面積	ha									
ぼ や 棟															
り 災 世 帯 数	<table border="1"> <tr> <td>世帯</td> <td>気 象 状 況</td> </tr> </table>	世帯	気 象 状 況												
世帯	気 象 状 況														
消 防 活 動 状 況	<table border="1"> <tr> <td>消防本部 (署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他 (消防防災ヘリコプター等)</td> <td>台・機</td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部 (署)	台	人	消 防 団	台	人	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人					
消防本部 (署)	台	人													
消 防 団	台	人													
その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人													
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況															
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況															
その他参考事項															

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重 症 人 (人)		
			中 等 症 人 (人)		
			軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部(署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
		自 衛 隊		人	
そ の 他		人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）

不審物（爆発物）の有無

立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名
災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分																
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟											
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟											
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟											
		119番通報の件数																							
	<table border="1"> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> <td>(都道府県)</td> <td>(市町村)</td> </tr> <tr> <td>消防機関等の活動状況</td> <td colspan="2">(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊派遣要請の状況</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 </td> </tr> </table>														災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)		自衛隊派遣要請の状況			その他都道府県又は市町村が講じた応急対策	
災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)																							
消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)																								
自衛隊派遣要請の状況																									
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

発令日時	高齢者等避難	発令日
------	--------	-----

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

(被害狀況即報)

※Ⅰ 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入

するに